

建築条件と工事区分

1 建築

- (1) 区画内の床・壁・天井は現状渡しとする。
- (2) 区画内防火区画化工事を含め全て出店者工事とする。
- (3) 区画外の店舗看板（サイン）は、可動式のみとする（あらかじめ病院局の許可を得ること）。
- (4) その他、喫茶店設置に必要な工事は出店者の負担とする。
- (5) 建築基準法第 27 条に関わる施行令第 112 条 13 項（防火区画）、同第 115 条 2 項（技術基準）及び告示第 1380 号（構造方法）に適合すること。
- (6) 消防法に関しては、建築基準関係法令の整理後、管轄の中央消防署と協議を行うこと。

2 給排水設備工事

- (1) 給排水工事は、水道メーター・グリーストラップも含めて全て出店者工事とする。
- (2) 給水は、隣接トイレの上水（手洗い）系統より分岐することを原則とする。なお、便器洗浄水系統は、井戸水原水を使用しているため分岐不可である。
- (3) 排水は、隣接トイレの雑排水系統管に接続することを原則とする（污水管への接続は不可）。
- (4) ガス設備は設置しないものとする。
- (5) その他、喫茶店設置に必要な工事は出店者の負担とする。

3 空調換気設備工事

- (1) 区画内の空調換気設備は、出店者工事とする。
- (2) 厨房排気は単独系統でドライエリア外壁面より排出することを原則とする。なお、やむを得ずにトイレ系統既存排気チャンバーに接続する場合は、換気停止時の臭気逆流を防止するため、モーターダンパーを設置するなど、必要な対策を講ずること。
- (3) その他、喫茶店設置に必要な工事は出店者の負担とする。

4 電気設備工事

- (1) 区画内への電力幹線引き込みは、メーターも含めて出店者工事とする。
- (2) 区画内の照明設備、コンセント設備、スイッチ類全て出店者工事とする。
- (3) 動力幹線は、地下電気室一般動力盤 No. 1 の P-110 系統より引き込むこと。ただし、電気室ブレーカー 100AT であり、これを超える容量が必要な場合は、電気室の動力盤のブレーカー改修を出店者にて行う。改修を行う場合は、病院電気設備管理者と協議すること。
- (4) 電灯幹線は、地下電気室一般電灯盤 No. 1 の L-104 系統より引き込むこと。ただし、電気室ブレーカー 100AT であり、これを超える容量が必要な場合は、電気室の電灯盤のブレーカー及び盤内配線の改修を出店者にて行う。改修を行う場合は、病院電気設備管理者と協議すること。
- (5) その他、喫茶店設置に必要な工事は出店者の負担とする。

5 防災設備工事

- (1) スプリンクラー設備、火災報知器設備、誘導灯設備など防災設備については出店者工事とする。
- (2) その他、喫茶店設置に必要な工事は出店者の負担とする。

6 電話設備工事

- (1) 区画内への電話などの引き込みルートの確保および配線引き込みは出店者工事とする。
- (2) その他、喫茶店設置に必要な工事は出店者の負担とする。

7 その他

工事は建築基準法等関係法令を順守のうえ実施すること。

■喫茶区画の現状仕上げ及び設備等詳細

(建築)	内 容
天井高さ	H=2,700
現状スラブ高さ	1FL±0
仕上げ及び下地	
・床	花崗岩ジェットバーナー仕上、コンクリート下地
・巾木	大理石
・壁/柱型	大理石
・天井/梁型	LGS、PB
・カーテン/ブラインド	なし
備考	
(電気)	内 容
一般照明	共有部分は有り
コンセント	無
開閉器盤	なし
	なし
防災設備	無
配線取出口(電話・FAX)	無
備考	
(設備)	内 容
換気	天井吹出口有り (厨房換気は無)
空調	有り (※ 水熱源ヒートポンプユニット)
排煙	排煙窓による排煙
衛生器具	無
給水	無
排水	無
給湯	無
防災設備	スプリンクラー設備有り
厨房機器	無
ガス	無
備考	火気使用は不可である